

会 議 の 経 過

議 長（川村重光君）

少し時間が早いですが、全員そろいましたので、始めてもいかがでしょうか。いいですか。

それでは、始めます。

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

開議（午前 9時58分）

議 長（川村重光君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項に基づき出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第2 決算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

決算特別委員会に付託してありました平成31年度決算関係、認定第1号から第7号までの7件について、審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで、決算特別委員会委員長の報告を求めます。

6番、久田伸一君。

決算特別委員長（久田伸一君）

決算特別委員会の審査結果を報告いたします。

今議会定例会において決算特別委員会に付託されました平成31年度決算関係の認定第1号 平成31年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定につい

て、認定第5号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定第7号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定についてを、去る9月8日、9日の2日間、決算特別委員会を開催し審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり認定されました。

以上、簡単であります。決算特別委員会委員長の報告といたします。

議長 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより決算関係、認定第1号から認定第7号までを一括採決いたします。

お諮りいたします。

本案は決算特別委員会委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 平成31年度六戸町一般会計決算認定について、認定第2号 平成31年度六戸町国民健康保険事業特別会計決算認定について、認定第3号 平成31年度六戸町下水道事業特別会計決算認定について、認定第4号 平成31年度六戸町農業集落排水事業特別会計決算認定について、認定第5号 平成31年度六戸町介護保険事業特別会計決算認定について、認定第6号 平成31年度六戸町後期高齢者医療特別会計決算認定について、認定

第7号 平成31年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計決算認定については、それぞれ原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3 報告第4号 令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の1ページになります。

報告第4号 令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告について説明申し上げます。

本報告は、地方自治法の一部を改正する法律の附則第3条の規定により、別冊のとおり、決算付属書類及び監事の意見書をつけて議会に報告するものでございます。

別冊の青森県新産業都市建設事業団関係の資料により説明したいと思います。

まず最初に、ナンバー振ってありますけれども、No.2 青森県新産業都市建設事業団特定事業決算付属書類という冊子になります。

1ページを開いていただきます。

その中で、1、事業の実施状況とございます。このうち、当町に関わる（1）金矢工業用地造成事業の令和元年度で実施した概要ですが、用地の処分はなし。貸付けは株式会社真和ほか1件、工事の状況については排水施設改修工事1件で、契約高は2,631万2,000円でございます。

この結果、事業収益は利息等を含めまして3,212万7,663円となり、これに対しまして事業費用が2,631万2,000円でしたので、当年度といたしましては581万5,663円の純利益が生じております。

続いて、No.5になります。別冊の5です。青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算付属書類になります。

1ページを開いていただきますと、Ⅰ、一般管理費では、最後の行ですが、以上の結果、歳入歳出差引額2,721万8,717円、またⅡの一般事業会計では、ここも下から2行目、以上の結果、歳入歳出差引残額21万231円、全額を翌年度へ繰り越すものとするのでございます。

以上で報告第4号の説明といたします。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号 令和元年度青森県新産業都市建設事業団特定事業及び特定事業以外の事業の決算報告についてを終わります。

次に、日程第4 報告第5号 平成31年度六戸町健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

議案書の2ページになります。

報告第5号 平成31年度六戸町健全化判断比率の報告について説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成31年度六戸町健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

最初に、一般会計等の赤字の程度を示す実質赤字比率ですが、平成31年度決算において実質赤字は生じておりませんので、実質赤字比率はなく、実質黒字比率が4.57%となります。

次に、一般会計と全特別会計を合算して生じた赤字の程度を示す連結実質赤字比率においても赤字が生じておりませんので、実質赤字比率はなく、連結実質黒字比率が5.95%となります。

続いて、一般会計等が負担する全会計の1年当たりの元利償還金の割合を示す実質公債費比率は9.1%で、前年度数値より0.4ポイント改善されております。

続いて、一般会計等が将来負担する全会計の全ての負担額の合算額の割合を示す将来負担比率につきましては、ゼロ以下となりますので、比率としての数値はございません。

いずれの数値も早期健全化基準値を下回っております。

以上で報告第5号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で、報告第5号 平成31年度六戸町健全化判断比率の報告についてを終わります。

日程第5 報告第6号 平成31年度六戸町資金不足比率の報告についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、報告第6号、3ページになります、平成31年度六戸町資金不足比率の報告について説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、平成31年度六戸町資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものであります。

これは、企業会計ごとの事業規模に対する実質赤字の割合を示すもので、当町においては、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計の各会計において資金不足は生じておりませんので、資金不足比率はございません。

以上で報告第6号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

以上で報告第6号 平成31年度六戸町資金不足比率の報告についてを終わります。

次に、日程第6 議案第37号 十和田地区環境整備事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

議案第37号 十和田地区環境整備事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

議案書11ページからになります。併せて、別冊補足資料1ページの新旧対照表もご参照ください。

本案は、十和田地区環境整備事務組合同規約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

12ページをご覧ください。

変更内容であります。十和田地区環境整備事務組合の解散に伴う事務の承継について、規約第13条を追加し定めるものであります。

附則は、施行日を定めるものであります。

以上で議案第37号の説明を終わります。

議 長 (川村重光君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

山本実君。

11 番 (山本 実君)

解散に伴う事務の承継ということでございます。

(発言する声あり)

11 番 (山本 実君)

すみません。これは、将来解散をするという理解でよろしいわけですか。

議 長 (川村重光君)

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

はい。まさしく十和田地区環境整備事務組合、解散になります。詳しいことは、12月議会とかでまたご説明することになるかと思えますけれども、六戸衛生センターの老朽化に伴って、今、十和田の下水道処理場にし尿を運搬して処理する施設を建設中です。それが稼働すると同時に、今、環境整備事務組合を解散する予定であります。

以上です。

議 長 (川村重光君)

11番、山本実君。

11 番 (山本 実君)

いわゆる老朽化してきているということが、主な原因なんでしょうけれども、そうすると、12月の議会でも詳しく説明するということが、分かるんですが、この時期、いわゆる十和田市のほうの下水道を利用することなんですか、今まで処理していたものですか。その時期は、そうすると、例えば4月1日とか、そういうふうなことになるんでしょうか。

議 長 (川村重光君)

町民課長。

町民課長 (小林 章君)

予定としては、来年4月1日を予定しております。
以上です。

議 長（川村重光君）
11番、山本実君。

11 番（山本 実君）

負担金等について、実はご存じのとおり六戸衛生センターには、六戸のし尿は搬入されて、処理されていないわけですよ。入れなくて三沢のほうに搬入して処理をしているわけでありまして、実は私もここには8年もいたものですから。そうすると、この負担金等々については今までのような状態で、今度は十和田市のその施設を利用するわけでありまして、十和田市のほうに負担金は支払うということですか。組合が解散するわけだから。

議 長（川村重光君）
山本君。3回になりましたので、質問、いいですか。

11 番（山本 実君）
もう分かっています。

議 長（川村重光君）
町民課長。

町民課長（小林 章君）

負担金については、当然その組合の枠組みが変わってきますので、計算方法も変わってきますし、当然、納める、納付するところも変わってきますので、当然、今度、解散後の事務を引き継いだ組合のほうに。

（「十和田市のほうに一旦それは」の声あり）

町民課長（小林 章君）

そうです。はい、なります。

議 長（川村重光君）

そのほかありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 十和田地区環境整備事務組合格約の変更については原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第7 議案第38号 六戸町課設置条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

それでは、議案第38号六戸町課設置条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書13ページからとなります。補足資料は1ページでございます。

改正の内容は、現在の「産業課」を「農政課」に改め、新たに「まちづくり推進課」を設置するものでございます。

附則は、施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

11番、山本実君。

11番（山本 実君）

「産業課」を「農政課」に改めると、新たに「まちづくり推進課」を設置をすると。言葉の響きは最高、よく聞こえます。

主に、このまちづくり推進課ということは、どのようなことをする課ですか。

議長（川村重光君）

理解できましたか。

（「聞こえませんでした」の声あり）

議長（川村重光君）

聞こえない。

11番（山本 実君）

聞こえない。

議 長（川村重光君）

すみませんけれども山本君、もう一回。

1 1 番（山本 実君）

この「まちづくり推進課」という課はどのようなことをする課なのか、主にどのようなことをする課なのかということをお尋ねをしております。

議 長（川村重光君）

総務課長。

総務課長（川村星彦君）

先般の全員協議会でも若干説明いたしましたけれども、現在、産業課で分掌しております商工観光部門と企画財政課のコミュニティー定住促進事業、それと総務課のふれあいの郷づくり事業、住民対策事業等を分掌する新しい課でございます。

議 長（川村重光君）

いいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 六戸町課設置条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第8 議案第39号 六戸町空家等対策協議会条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第39号 六戸町空家等対策協議会条例案についてご説明申し上げます。

提出議案15ページをお開き願います。

本条例案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定に基づく六戸町空家対策計画策定に伴い、協議会を設置するため条例を制定するものであります。

16ページをお開き願います。

第1条は、設置について定めるものであります。

第2条は、所掌事務について定めるものであります。

第3条は、構成について定めるものであります。

第4条は、委員について定めるものであります。

第5条は、会長について定めるものであります。

第6条は、会議について定めるものであります。

18ページをお開き願います。

第7条は、庶務について定めるものであります。

第8条は、委任について定めるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第39号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

空き家対策の条例というのは、非常に望んでいたことと思います。

（「聞こえない」の声あり）

7 番（高坂 茂君）

聞こえない。はい。それで、この条例を制定するに当たり、大まかな狙いというんですか、たくさんの空き家があるわけで、どのように整理していくのか。これから、この協議会を立ち上げるわけなんですけれども、狙いはどこにあるのか、分かる範囲でいいですので、教えていただければと思います。

議 長（川村重光君）

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、この条例は、空き家等対策計画を策定するには、空き家等対策協議会の設置が必須要件となっておりますので、この協議会を設置するものです。

それで、空き家等対策計画を策定後には、計画に定めた空き家等の利活用などの取組に対し、国の社会資本整備総合交付金等の補助事業の適用が可能となります。具体的には、不良住宅の除却、取壊しとか、不良住宅除却後の広場の設置等の事業が実施できるようになります。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 六戸町空家等対策協議会条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第9 議案第40号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第40号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部

を改正する条例案についてご説明申し上げます。

提出議案19ページをお開き願います。

本条例案は、六戸町空家等対策協議会の設置に伴い、改正するものであります。

20ページをお開き願います。

併せて、説明補足資料の2ページの新旧対照表もご覧願います。

今回の改正は、別表に空家等対策協議会委員の報酬の額を加えるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第40号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 六戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第41号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長（小林 章君）

議案第41号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案書21ページからになります。

併せて、別冊補足資料3ページからの新旧対照表もご参照ください。

本条例案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものであります。

22ページをご覧ください。

改正内容であります。マイナンバーを証明するための通知カードの新規発行等の手続き
が廃止されたことにより、再発行手数料を定めている六戸町手数料条例第2条第1項第37号
を削除し、同項第38号から第46号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

附則は、施行期日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第41号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 六戸町手数料条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため、暫時休憩いたします。

休憩 (午前10時30分)

再開 (午前10時31分)

議 長 (川村重光君)

休憩を閉じ、会議を開きます。

次に、日程第11 議案第42号 令和2年度六戸町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

それでは、議案書の23ページになります。

議案第42号 令和2年度六戸町一般会計補正予算（第4号）について説明申し上げます。

今回の補正は、第1条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2億8,254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,697万5,000円とするものでございます。

また、第2条では、地方債の補正について、27ページの第2表地方債補正によるものとしてございます。

それでは、補正予算に関する説明書、事項別明細書のほうで説明をしていきたいと思えます。

まずは、27ページをお開きいただきます。

27ページ、特別職及び一般職の給与費等については、27ページから29ページにわたって明細書として示してございます。特別職につきましては、町長及び議員の6月の期末手当カット分の減額を、また一般職につきましては、人事異動等による組替え等の精査を行い、各款項目ごとに補正額を計上してございます。

それでは、最初に、歳出について説明いたします。

7ページに戻っていただきます。

主な内容について款を追って説明いたします。

なお、減額箇所については、そのほとんどが、工事や業務、あるいは物品等の購入が完了し残額を減額したものや、今般の新型コロナウイルス感染症対策の影響で延期や中止になったイベントや研修、会議等に係る経費でございます。

7ページ中段の2款総務費、1項総務管理費からまいります。

まず、1目一般管理費では、11節需用費に公用車の冬タイヤや庁舎内の修繕料などで44万円を追加計上したほか、19節負担金補助及び交付金の負担金にチェーンソー作業従事者特別教育講習受講料2万円、これは労働安全衛生規則の改正によりチェーンソー作業をする者に義務づけられるもので、災害等の対応を想定し、総務費に1人分の2万円、この後に出てまいります8款土木費のほうにも2人分の4万円を計上してございます。

8ページに移って、中段より下の5目財産管理費では、坪毛沢の町有地から雑木が町道に覆いかぶさるような状態になってきており、町民バスをはじめ一般車両の通行に支障を来すおそれがあることから伐採等の経費、それと、長谷小学校跡地にある桜の老木等が風雨など

により倒木の危険性があることから、伐採、剪定を行うための委託料として211万4,000円を追加計上。

その下1つ飛んで、8目情報施策推進費では、住民税の法改正対応のためのシステム改修業務委託料132万円と、その下にディタッチャー、裁断機になりますけれども、今使っている裁断機が購入から17年経過し故障したため、新たに買い換えるものでございます。

一番下になりますが、9目町民バス運行費では、需用費に消耗品として主にバスの冬タイヤの購入費用132万円と修繕料78万円を増額計上。

9ページにまいります。

12目新型コロナウイルス対策事業費になります。

先日、全員協議会で説明させていただいておりますが、今回の補正に係るコロナ対応の予算につきましては、ほぼここに計上させていただいております。

1節報酬には、GIGAスクールサポーター報酬180万円を計上。

1つ飛んで11節需用費には、災害時の避難所用の簡易テントや段ボールベッドのほか、各施設に備えるマスクや消毒液等で、消耗品費973万5,000円を計上。

12節役務費には、主に小中学校に家庭学習のための貸出し用Wi-Fiルーターの通信料で393万9,000円を計上。

13節委託料には、コロナ情報伝達システム整備業務ほかで1億6,052万円を計上。

14節使用料及び賃借料には、小中学校情報機器用ソフトウェア賃借料314万3,000円を計上。

15節工事請負費には、庁舎トイレ自動水栓取付工事ほかで、1,291万4,000円を計上。

10ページに移ります。

18節備品購入費には、移動式蓄電システムほかで1,370万円ほどの追加計上をしておりますが、スクールバス購入の残額1,032万2,000円の減額も計上しておりますので、差引き337万8,000千円の計上となります。

11ページにまいります。

19節負担金補助及び交付金には、新型コロナウイルス感染症包括支援補助金、それと新生児養育支援給付金ほかで1,248万8,000円を計上し、項の計では2億1,568万8,000円の増額計上となります。

15ページにまいります。

15ページ下段の4款衛生費、1項保健衛生費では、一番下の7目診療所費において、診療

所への繰出金1,304万2,000円を追加計上。これは全て診療所におけるコロナ対応経費に充てられるものでございます。

18ページにまいります。

18ページ下段からの8款土木費、2項道路橋りょう費になります。

まず、2目道路橋りょう維持費では、主に除雪関連経費の追加計上であり、3目道路新設改良費では、道路事業費補助金の確定等により事業費が増額となり、項の計では5,605万1,000円の増額計上となります。

次に、20ページにまいります。

20ページ下段の10款教育費になります。

まずは、1項教育総務費では、1節報酬に、六戸町立小・中学校適正規模・適正配置等検討委員会委員報酬5万1,000円を追加計上。

訂正させていただきます。先ほどの委員会報酬につきましては16万5,000円計上して、その下の減額と差引きして5万1,000円の計上ということです。

21ページです。

13節委託料には、旧柳町小学校内落雷樹木伐採処分業務ほかで46万5,000円を追加計上しておりますが、人件費の減額等により、項の計では63万3,000円の減額計上となります。

21ページの下段、2項小学校費では、1目学校管理費の13節委託料に、大曲小学校教室分割工事設計業務ほかで121万円追加計上。

22ページにまいります。

3目学校建設費の13節委託料に、大曲小学校高圧受電設備改修及び空調設備設置工事实施設計業務ほかで139万7,000円を追加計上したほか、コロナ対策のための国の補助事業である学校保健特別対策事業による消耗品費や備品購入費を追加計上し、項の計では673万9,000円の増額計上となります。

同じく、次の3項中学校費では、小学校費と同様に、コロナ対策のための国の補助事業により消耗品費や備品購入費を追加計上し、項の計では217万2,000円の増額計上となります。

24ページまで飛びます。

24ページ下段の11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費では、7月の大雨で崩れた今熊堰水路の復旧のための委託料と工事請負費、項の計で227万7,000円の追加計上となります。

次に、ページを戻っていただいて、歳入について説明いたします。

3 ページをお開き願います。

1 款町税、1 項町民税では、見込額精査により1,993万円の減額計上となります。

2 つ飛んで、一番下の15款国庫支出金から5 ページ中段の16款県支出金までは、主に事業費との関連で補助金額や負担金額等の確定により、それぞれ補正計上しております。

5 ページ下段の19款繰入金、6 ページに移って、上段及び中段の21款諸収入につきましても、金額の確定等により補正計上となります。

最後の22款町債につきましては、事業費との関連による金額の確定等により補正となります。

ここで4 ページに戻っていただきますが、4 ページの上段15款国庫支出金、2 項国庫補助金の5 目総務費国庫補助金に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,700万3,000円と、その下の16款県支出金、2 項県補助金、1 目総務費県補助金に新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業費補助金1,610万円を計上しております。

国の7,700万3,000円につきましては、国からの1 次配分額であり、先日の全員協議会で申し上げた2 次配分額2 億200万円の補助金につきましては、まだ採択に至っていないことから、今回の補正には入れてございません。

しかしながら、歳出においては、2 次配分に対応する経費を計上しておりますので、その財源といたしましては、3 ページをご覧ください。

3 ページの2 段目、11款地方交付税に1 億2,940万9,000円の計上となります。これは、確定しております普通交付税額の範囲内での計上でございます。

以上で議案第42号の説明といたします。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3 番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

補正予算に関する説明書の9 ページ、10 ページになるんですけども、ここに新型感染症対策事業費ということで15節工事請負費があります。この一番下のところに、老人福祉センター空調設備設置工事というのと、もう一つめくっていただくと、包括支援センターの空調

設備設置工事、この2つ上がっているんですけども、これはちょっと簡単にでいいですけども、この工事の内容と、それから、この工事を行うことによって新型コロナウイルス対策、コロナ対策ということだったんですけども、どういう効果、効能があるのかというのをちょっと教えてもらいたいのが1点。

もう一つ、10ページの備品購入費のところの一番最後のところで、包括支援センターの空気清浄機の購入がありますが、私のちょっと記憶によると、このコロナに対する空気清浄機の効能というか、効果というのがちょっと曖昧なところがあるような記憶があったんですけども、この辺はきちんとコロナに対しての効果などが検証されているのかどうかというので購入に至るということなのか、その辺のことを2つお聞きしたいと思います。

議長 長（川村重光君）

福祉課長。

福祉課長（舘 泰之君）

それでは、質問にお答えいたします。

まずは、工事請負費の部分でございます。老人福祉センター空調設備設置工事ということで、こちら相談室等にエアコンをつけてということの工事でございます。通常ですと、開けて換気ということでやらせていただいておりますが、相談室ということもありまして、相談、秘密なところもございます。なので、実際、相談を受ける場合は閉め切った状態での相談となりますので、エアコンのほうを設置して、夏場等の対応としたいというところでございます。

次のページの包括支援センター空調設備工事というところなんですが、包括支援センター、もともと事務室等にはエアコンあったんですが、またこちら相談室、小さい部屋のほうです。こちらのほうにもエアコンの設備がない状態でした。先ほどと同じように、相談を受ける際には閉め切った状態で相談を受けるということをしておりますので、そのためにエアコンのほうを設置させていただきたいということでの計上でございます。

次の備品購入費の包括支援センターの空気清浄機ということでございます。こちら、事業をしているホールの方での設置を考えておりましたが、こちらのほうのコロナウイルスの対応というか、効能というか、効果のほうについては、まだちょっと曖昧な状態での計上ではございました。最近ですと、オゾンとの関係が有効であるとか、プラズマクラスターの

部分は有効であるとかというのが、徐々に研究の成果が出てきておりますので、実際の購入の際にはその辺を入れた上で購入に向けていきたいと思っております。

以上です。

議 長（川村重光君）

3番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

2つの空調設備というのは両方ともエアコンということで、分かりました。

空気清浄機のほうに関しては、私のちょっとまだ認識不足だったかもしれませんが、いろいろコロナに対しての効果がはっきり期待できる、出てきたという清浄機が出てきたということでそちらを購入ということになるということなんで、その辺も分かりましたけれども、そうしますと、包括支援センターのほかにもいろいろと、先ほどの老人福祉センターなり結構、あと、児童館というんですか、まず、学童保育のところとかあるんですけども、こういうふうなところには、こういう、もし効果が期待できる清浄機があるのであれば、設置とかということはどうなんでしょうか。考えられないんでしょうか。

議 長（川村重光君）

福祉課長。

福祉課長（館 泰之君）

今回の計上のほうでは、ちょっと要望等もまだ確認できていないところもありまして、児童館等には設置の予定ではございませんでした。ちょっとまた必要性というか、使い方が有効なふうにつけられるのであれば、これから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。そのほかございませんか。

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

10ページの、ちょっと聞きそびれましたので、もう一度確認ということで、備品購入費のところの一番下の備考欄の説明のところ、スクールバスが減額計上ということになったと。こここのところもう一度、説明いただきたいと思います。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

入札の結果、落札残が発生したということでございます。

議 長（川村重光君）

7番、高坂茂君。

7 番（高坂 茂君）

落札の額の差ということで、それは理解してよろしいんですか。1,000万円というのは。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

今回、スクールバスを2台購入しておりますが、その落札の結果、残額が発生したということでございます。

議 長（川村重光君）

よろしいですか。

4番、長根一男君。

4 番（長根一男君）

17ページの地域活性化イベント事業についてお尋ねします。

前回の一般質問のとき、メイプルタウンフェスタ事業とか様々な事業が中止になった場合、経費として上げていた予算額をどのようにお使いになるのかお聞きし、お聞きというより、コロナ対策に活用できないかということでお聞きしましたけれども、この予算はどのようにお使いになる予定か聞きたいと思います。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

お答えいたします。

これらのイベント等に関わる、まず財源でございますが、全て一般財源となっております。先ほど説明の中であった議員さん方の期末手当のカット分につきましても全て一般財源。一般財源というのには、いわゆる色がついていない。その部分だけを色をつけて何かに持っていくとか、そういうような予算編成というのはしておりませんので、広く減額分につきましては活用させていただいているということでご理解いただきたいと思います。

議 長（川村重光君）

4番、長根一男君。

4 番（長根一男君）

私の考えがちょっと違いましたけれども、せっかく、何ですか、商工会のほうで今、この商工会の予算でございますから、プレミアム商品券が2,000冊だとちょっと六戸町町民に件数には少ないのかなとかこう思いまして、この予算を活用できればいいのかなと思って質問しましたけれども、広く一般で使う予定ということで。でも、ちょっと意見をお聞かせいただけたらと思います。

議 長（川村重光君）

企画財政課長。

企画財政課長（円子富浩君）

コロナ対策の予算につきましては、国と県からの配分額の中で今のところやりくりできそうな感じになってございます。仮に、枚数をもっと増刷しようとかという話になった場合においても、恐らくまだ配分額にはちょっと保留分がありますので、対応は可能かと思いますが、増刷するかどうかというのはまた別な判断になりますけれども。そういう意味では、今後また新たな、例えばイベント中止に伴ってまた代替の何か催物をやるんだとか、そういうことになれば、それは別途予算編成ということで対応できるかと思えます。

以上でございます。

議 長（川村重光君）

4番、長根一男君。

4 番（長根一男君）

分かりました。

以上で終わります。

議 長（川村重光君）

そのほかありますか。

2番、松橋一男君。

2 番（松橋一男君）

9ページ、これは2款1項12目13節というのかな。六戸町立小・中学校情報機器整備業務、たしかこれは端末にiPadを使用するというふうに聞いていたと思うんですけど、数あるタブレットの中でiPadを選んだ理由を教えてください。iPadは、なんか高額なイメージがあるので。お願いします。

議 長（川村重光君）

教育課長。

教育課長（長谷 智君）

i P a dを選択した理由としましては、国の補助要項に3つのW i n d o w s 端末、C h r o m e 端末、i P a dという3種類ございまして、小中学生が一番なじみやすいのが、出回っているというところもございまして、i P a dを選択しております。

以上です。

議 長（川村重光君）

2番、松橋一男君。

2 番（松橋一男君）

分かりました。どうもありがとうございます。

議 長（川村重光君）

いいですか。そのほかありませんか。

5番、杉山茂夫君。

5 番（杉山茂夫君）

同じ9ページなんですけれども、今、松橋議員が言った下に図書館用書籍滅菌ボックスと。直接このことではないんですが、実は、私も町立図書館を一生懸命利用している一人でございます。今、実は新型コロナウイルスの3密を避けるために電子書籍と。

ちなみに、六戸町のホームページを開きますと図書館にいきます。図書館の中にこういう本があると。それで、あるいは、図書館の開館の日程とか、ホームページでいろいろ情報が得られるんですけれども。今、全国的にコロナの関係で電子書籍をそのホームページから、今、子供たちがi P a dなり、あるいはいろいろこれから様々ないわゆるパソコンの需要が出てくる中で、電子書籍の部分ももしかして検討というのも、直接これには出ていないんですが、これからのことで、第2次のコロナだとかいろんな対策の中で、そういうことも考えられるのかなということで1つ質問を。これは教育、図書館の管轄のほうの、よろしく願いします。

議 長（川村重光君）

教育長。

教 育 長（瀧口孝之君）

今、杉山議員から電子書籍の導入を検討してはいかがかというお話いただきました。様々、賛否両論あろうかと思えますけれども、活字ということからすれば、書籍、電子でも同じなんですけれども、様々な可能性があろうかと思えます。検討してまいりたいということによってよろしいでしょうか。

5 番（杉山茂夫君）

はい。検討ということで、よろしいです。

議 長（川村重光君）

いいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

それでは、質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 令和2年度六戸町一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時15分まで休憩いたします。

休憩(午前11時00分)

再開(午前11時14分)

議 長 (川村重光君)

それでは、休憩を閉じ会議を開きます。

次に、日程第12 議案第43号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(小林 章君)

議案第43号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

議案書28ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,472万2,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の精査であります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の33ページをご覧ください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

33ページになります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の人件費等繰入金を98万円減額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

35ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を、給料や職員手当など人件費の精査により98万円減額計上いたしました。

以上で議案第43号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、よって、議案第43号 令和2年度六戸町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第44号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長 (外山昌彦君)

議案第44号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

提出議案30ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,701万6,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の41ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、1目受益者負担金に新築等により使用者が増加したことから下水道事業受益者負担金84万3,000円を増額計上し、5款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に298万2,000円を減額計上いたしました。

また、7款諸収入、2項雑入には、令和元年度の馬淵川流域下水道維持管理負担金の精算金75万9,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

43ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費では、給料等の人件費を精査し、項の計で250万2,000円を減額計上いたしました。

同じく2項建設事業費、1目建設費には、小松ヶ丘地区の汚水を流域関連公共下水道へ接

続する実施設計の進捗を図るため、業務委託料を増額し工事請負費等を減額する組替えを行い、項の計で112万2,000円増額計上いたしました。

以上で議案第44号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 令和2年度六戸町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第45号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（外山昌彦君）

議案第45号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

提出議案32ページからになります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,700万8,000円とするものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

補正予算に関する説明書の49ページをお開き願います。

最初に、歳入についてご説明いたします。

4款繰入金、1項他会計繰入金に1目一般会計繰入金として114万4,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

51ページをお開き願います。

1款事業費、1項総務管理費、1目一般管理費の工事請負費に、金矢処理場外構法面補修工事ほかで114万4,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第45号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和2年度六戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第46号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

福祉課長。

福祉課長 (舘 泰之君)

議案第46号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書34ページから35ページとなります。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,129万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,660万5,000円とするものであります。

それでは、内容について補正予算に関する説明書に基づき説明いたします。

53ページから60ページになります。

主な内容は、人件費の精査及び介護給付費負担金等の返還金の追加計上によるものでござ

います。

最初に、歳入について説明いたします。

55ページをお開きください。

9款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金として、人件費の精査及び事務費の減額に伴い27万8,000円を減額計上、同じく2項基金繰入金、1目介護保険財政調整金繰入金として、返還金の財源としまして1,156万8,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出の主な内容についてご説明いたします。

57ページをお開き願います。

上段の1款総務費、1項総務管理費では、1目一般管理費に人件費の調整と介護保険システムの改修内容の変更により、項の計で27万8,000円を減額計上いたしました。

下段の6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金では、2目償還金に平成31年度の保険給付等の確定によりまして、超過交付となっております介護給付費負担金等の返還金としまして1,156万8,000円を追加計上いたしました。

以上で議案第46号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和2年度六戸町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第47号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

町民課長。

町民課長(小林 章君)

議案第47号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

議案書36ページからになります。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ214万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,055万7,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人事異動に伴う人件費の精査及び事務費の精査によるものであります。

その内容につきまして、補正予算に関する説明書に基づきご説明いたします。

説明書の63ページをご覧ください。

最初に、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金の事務費分を237万円減額計上いたしました。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金を22万6,000円増額計上いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

65ページをご覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費を、給料や職員手当など人件費の精査により237万円減額計上いたしました。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金は、保険料還付金の増により22万6,000円増額計上いたしました。

以上で議案第47号の説明を終わります。

議 長（川村重光君）

11番、山本実議員。説明中でございますので、自席を立たないようによろしくお願ひします。よろしいでしょうか。

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

いいですか。

（「はい」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和2年度六戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第48号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(吉田英輔君)

議案第48号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

議案書38ページをお開きください。

このたびの補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,459万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億113万2,000円とするものでございます。

主なものについて、補正予算に関する説明書に基づきご説明申し上げます。

説明書71ページをお開きください。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。

3款県支出金に、新型コロナウイルス感染症対応慰労金給付事業補助金として155万円を増額計上いたしました。

5款繰入金に、歳出予算の補正との関連におきまして、一般会計からの繰入金を1,304万2,000円増額計上いたしました。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

73ページをお開きください。

1款総務費に、新型コロナウイルス感染症対策として、15節工事請負費に一般患者と風邪

症状患者の入り口や診察室を分けるための診療所感染症対策工事ほかで1,191万円を増額計上、18節備品購入費に各部屋の空間の空気を短時間で入替え可能な陰圧空気清浄機のほか、体温測定とマスク着用の確認ができる顔認証システムなどで82万円を増額計上、19節負担金補助及び交付金に患者と接する機会のある医療従事者や職員に対し県が5万円を給付するための費用として155万円を増額計上し、項の計で1,424万5,000円を増額計上いたしました。

2款医業費では、特定検診システムのバージョンアップ手数料と薬品を保管冷蔵するショーケースの購入費で、項の計で34万7,000円を増額計上いたしました。

以上で議案第48号の説明を終わります。

議長（川村重光君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

3番、種市正孝君。

3番（種市正孝君）

補助金のところなんですけれども、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等の慰労金の給付なんですけれども、今1人5万円ということをおっしゃっていたんですけれども、患者と対応する方々へということなんですけれども、医師、看護師、あとは受付事務の方ですか。どの辺の範囲までなのか、ちょっとはつきり教えていただけませんか。

議長（川村重光君）

診療所事務長。

診療所事務長（吉田英輔君）

ただいまの質問にお答えいたします。

患者と接する機会のある医療従事者及び職員ということですので、診療所、比較的規模の小さい診療所となります。そうすると、ほとんどの事務従事者等が対象になるということで、職員はそうなんですけれども、委託をかけている掃除の方とか警備の方とか、その方たちも全て対象にしております。

議 長（川村重光君）

3 番、種市正孝君。

3 番（種市正孝君）

分かりました。ありがとうございます。

議 長（川村重光君）

いいですか。

3 番（種市正孝君）

はい。

議 長（川村重光君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

いいですか。

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 令和2年度六戸町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決いたしました。

ここで入替えのため暫時休憩いたします。

休憩(午前11時36分)

再開(午前11時37分)

議 長 (川村重光君)

山本議員、よろしいですか。まだですか。いいですか。

休憩を閉じ会議を開きます。

次に、日程第18 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 長（川村重光君）

お座りください。

起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定いたしました。

次に、日程第19 同意第18号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより同意第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (川村重光君)

お座りください。

起立全員であります。

よって、同意第18号 六戸町副町長の選任につき同意を求めることについては同意することに決定いたしました。

次に、日程第20 発議第3号 六戸町議会基本条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

12 番 (苫米地繁雄君)

ちょっと休会、10分ほど取ってもらえませんか。

議 長 (川村重光君)

休会。

12 番 (苫米地繁雄君)

はい。

(「休憩です」の声あり)

議 長 (川村重光君)

休憩ですか。

(「休憩ですね」の声あり)

議 長（川村重光君）

暫時休憩いたします。

休憩（午前 1 1 時 4 0 分）

再開（午前 1 1 時 5 2 分）

議 長（川村重光君）

休憩を閉じ会議を開きます。

提案者より提案理由の説明を求めます。

12番、苫米地繁雄君。

1 2 番（苫米地繁雄君）

六戸町議会基本条例の一部を改正する条例案について、提案理由を申し上げます。

このたびの新型コロナウイルス感染症の影響により、感染拡大防止の観点から議会報告会や意見交換会の開催が困難となっております。

しかし、議会基本条例第4条第5項の規定によれば、「意見交換会を年二回以上開催し、議会の説明責任を果たす」とあり、このままではこの条項に抵触することとなります。

そこで、今般の特殊な状況を考慮し、今後同じような状況が発生した際にも柔軟に対応できるよう同条項を改正するものであります。

何とぞ趣旨にご賛同の上、原案のとおり決定くださるようお願いを申し上げます、提案理由といたします。

議 長（川村重光君）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

ありませんか。

2番、松橋一男君。

2 番（松橋一男君）

補足資料の現行と改正後で、現行のほうは1から4が略で、その次の番号が2。改正後のほうは1から4略で、その次の番号が5。これはこれでいいんですか。

議 長（川村重光君）

事務局長。

事務局長（高橋寿典君）

すみません。こちらの誤りでございましたので、訂正をよろしく願います。

（「分かりました」の声あり）

議 長（川村重光君）

いいですか。そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

いいですか。大丈夫ですか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長(川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号 六戸町議会基本条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

審査を付託してありました総務常任委員会委員長から審査が終了した旨の報告がありましたので、委員長の報告を求めます。

5番、杉山茂夫君。

総務常任委員長(杉山茂夫君)

それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。

陳情第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については、総務常任委員会に付託されたところであります。

当委員会では、その付託を受けて、去る9月7日に委員会を開催し、その取扱いについて慎重な審議を行いました。

陳情の要旨は、新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている中、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向けて、所要の対策を確実に行うよう強く要望することを求める意見書を国へ提出するよう陳情をするものであります。

審査の結果、趣旨に賛同し、当委員会といたしましては、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務常任委員会委員長報告といたします。

議 長（川村重光君）

委員長の報告が終わりました。

この報告について質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件については採択とすることに決定いたしました。

追加提案の準備がありますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩（午前 11 時 59 分）

再開（午後 0 時 00 分）

議長（川村重光君）

休憩を閉じ会議を開きます。

先ほどの陳情第 2 号の採択により、総務常任委員会委員長から、発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを追加提案したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。

提出のありました発議第 4 号を本日の議事日程に追加し、議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川村重光君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第 4 号は、追加日程第 1 として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 発議第 4 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります総務常任委員会委員長より、提案理由の説明を求めます。

5 番、杉山茂夫君。

総務常任委員長（杉山茂夫君）

それでは、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で、地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想されます。

よって、国においては、令和 3 年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を

確実に実現されるよう、強く要望するものであります。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講ずるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上のことから、六戸町議会としても国へ強く要望するため、本案を提案した次第であります。

なお、意見書案につきましては、お手元に配付のとおりであります。

何とぞご趣旨にご賛同の上、原案のとおりご決定くださるようお願い申し上げます。理由といたします。

議 長（川村重光君）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（川村重光君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより発議第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (川村重光君)

ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出については原案のとおり可決いたしました。

以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第4回六戸町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ありがとうございました。

閉会 (午後 0時06分)